



水戸市公告

水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託の受注者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

平成26年7月16日

水戸市長 高橋 靖

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 : 水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託
- (2) 履行期間 : 契約締結日の翌日から平成28年3月15日
- (3) 委託料 : 55,285,200円を上限額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
(年割額:平成26年度 15,000,000円,平成27年度 残額)
- (4) 委託業務内容: 別紙仕様書によるものとする。

2 対象事業の概要

(1) 対象事業の計画地

水戸市下入野町字南散野地内

(2) 対象施設

ア 新清掃工場

① ごみ焼却施設

- ・処理能力 約370t/日 (123.4t/日×3炉)
- ・処理方式 ストーカ方式(主灰の有効活用に資する設備を含む。),
ガス化溶融方式(シャフト式又は流動床式)のいずれか

② リサイクルセンター

- ・処理能力 約60t/日 (燃えないごみ20t/日,資源物40t/日)
- ・処理方式 燃えないごみ: 破碎及び選別
資源物 : 選別, 圧縮及び梱包

イ 最終処分場

- ・埋立容量 約128,000 m³
- ・埋立対象物 飛灰固化物及び不燃破碎残渣
- ・施設の形状 被覆型最終処分場

3 選定方法

本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、優先交渉者として最優秀者1社、次点者1社を選定する。

なお、評価に当たっては、学識経験者等で構成する水戸市新ごみ処理施設事業者選定評価委員会において行う。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日（平成26年7月 日）現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (3) 公告日（平成26年7月 日）現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日（平成26年7月 日）現在において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 水戸市（以下「本市」という。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格者であること。
- (6) 過去10年間（平成16年4月から平成26年3月）において、本業務と同種業務（過去10年間（平成16年4月から平成26年3月）の地方公共団体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設を対象とする「DBO事業のアドバイザー（発注支援）業務」）の元請としての完了実績が1件以上あること。
- (7) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門に限る。）を行っている者であること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者については、同種業務の完了実績を有するとともに、衛生工学部門又は総合技術監理部門（廃棄物管理に関するものに限る。）の技術士資格を保有する技術者を自社において選任できること。

5 手続等

(1) 事務局

水戸市市民環境部ごみ対策課新ごみ処理施設整備室

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

電話：029 - 232 - 9114

E-Mail：garbage-seibi@city.mito.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布日時

平成26年7月16日（水）から平成26年7月29日（火）まで

配布時間は、平日の午前10時から午後5時まで

イ 配布場所

事務局にて配布する。また、市のホームページ（URL <http://www.city.mito.lg.jp/>）

においても公表する。

(3) 参加表明書等の受付

ア 提出期間

平成26年7月16日（水）から平成26年7月29日（火）まで

受付時間は、平日の午前10時から午後5時まで

イ 提出場所

上記(1)事務局

ウ 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。